千葉市、市原市、四街道市と株式会社セブン&アイホールディングス(グループ6社)との 包括広域連携協定

千葉市(以下「甲」という。)、市原市(以下「乙」という。)及び四街道市(以下「丙」という。)並びに株式会社イトーヨーカ堂(以下「丁」という。)、株式会社セブンーイレブン・ジャパン(以下「戊」という。)、株式会社そごう・西武(以下「己」という。)株式会社セブン&アイ・フードシステムズ(以下「庚」という。)、株式会社ヨークマート(以下「辛」という。)及び株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク(以下「壬」という。)は、相互に連携を強化し、それぞれの市民のサービスの向上に資するため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、辛及び壬が相互に緊密に連携しながら、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、甲、乙及び丙の地域における諸課題に迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上に資することを目的とする。

(連携事項等)

- 第2条 甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、辛及び壬は、前条の目的を達成するため、 次の事項について相互又は個別に連携し協力する。
- (1) 地産地消の推進、市産品の販売促進に関すること。
- (2) 市民の健康増進、食育及び食の安全に関すること。
- (3) 高齢者の見守り活動、高齢者支援と中・高齢者雇用に関すること。
- (4) 障害者の支援に関すること。
- (5) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (6) 災害対策、防災及び防犯に関すること。
- (7)環境対策及び緑化推進に関すること。
- (8) 商業・観光の振興に関すること。
- (9) その他、地域経済活性化及び市民サービスの向上に関すること。

(意見交換)

第3条 甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、辛及び壬は、前条各号に定める事項を効果 的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項について は、甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、辛及び壬のうち、関係する当事者が合意の上、 決定する。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、辛及び壬は、本協定に基づく連携に当たり、 知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切 について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に開示される情報に関係する 全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の見直し)

第5条 甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、辛及び壬のいずれかが、本協定内容の変更 を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ケ月前までに、甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、辛及び壬が他の全ての当事者に対して書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日から同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、 甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、辛及び壬が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲、乙及び丙並びに丁、戊、己、庚、 辛及び壬それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月12日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市 千葉市長 熊 谷 俊 人

乙 千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1 市原市 市原市長 小 出 譲 治

丙 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市 四街道市長 佐 渡 斉

- 丁 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三 枝 富 博
- 戊 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 代表取締役 古 屋 一 樹
- 己 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 株式会社そごう・西武 代表取締役 林 拓 二
- 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ 代表取締役 小 松 雅 美
- 辛 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社ヨークマート 代表取締役 大 竹 正 人
- 壬 東京都千代田区二番町8番地8株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク 代表取締役 近藤 悦 啓